

令和4・5・6年度

静岡県森町  
一般競争（指名競争）参加資格審査申請の手引き  
（物品製造等）

（令和3年12月21日 作成）  
（令和3年12月22日 一部修正）

目 次

1	森町の資格審査制度の概要	1
(1)	資格審査制度	1
(2)	登録主体	1
(3)	審査時期	1
(4)	有効期間	1
(5)	有効範囲	1
(6)	欠格事項	1
2	主な変更点	2
3	申請書類の作成	2
(1)	申請書類	2
(2)	申請書類の作成	2
(3)	申請書類のセットの仕方	3
4	申請書類の提出先	3
(1)	提出先	3
(2)	提出方法及び提出時期	4
5	審査結果の通知	4
6	変更等の届出	4
(1)	変更の届出	4
(2)	資格取消	5
7	その他	6
(1)	情報公開について	6
(2)	外国の事業者が申請する場合	6
8	問合せ先	6

## 1 森町の資格審査制度の概要

### (1) 資格審査制度

森町が行う一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、森町の「有資格者名簿」に登録されていることが必要です。

有資格者名簿は、「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品製造等」の3つに分かれていますので、入札参加を希望する業種に応じてそれぞれ資格審査を受け、必要な有資格者名簿に登録されていなければなりません。

資格審査事務については「森町役場総務課」において一元的に行っています。

### (2) 登録主体

有資格者名簿への登録は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合、共同企業体等であっても行うことができます。

### (3) 審査時期

「物品製造等」の資格審査は、3年ごとの区切りで行われています。

審査には、その区切られた年度分の申請をその前年度の2月に一括して受け付けて審査を行う定期審査と、当該区切りの年度の中途において随時に受け付けて審査を行う随時審査があります。

### (4) 有効期間

「物品製造等」については、今回は令和4・5・6年度の区切りとなっていますので、定期審査により与えられた資格については令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、随時審査によるものについては資格決定日から令和7年3月31日までの期間となります。

### (5) 有効範囲

有資格者名簿への登録により参加できる競争入札の範囲は、森町が行う一般競争入札又は指名競争入札のうち、登録された業種に係るものとなります。

### (6) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、有資格者名簿への登録ができません。また、登録後に該当することとなった場合には、資格が取り消されることとなります。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者  
イ 次に掲げる税を滞納している者（徴収猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

(ア) 法人税又は所得税

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 森町税（個人の場合は代表者に課税するものすべて）

ウ 登録を希望する業種を行政機関の許可、免許、登録等を受けなければならないものとする場合に、当該行政機関の許可、免許、登録等を受けていない者

エ 申請書及び添付書類の重要な事項又は事実について虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者

オ 暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者

## 2 主な変更点

令和元（平成31）・2・3年度定期申請時との変更点は下記のとおりです。

・申請書について、総務省が公表した標準様式へ変更しました。

## 3 申請書類の作成

### (1) 申請書類

申請書類（申請書及び添付書類）は、次のとおりとなっています。

ア 総務省作成標準様式（共通様式、様式4-1）

イ 総務省作成営業所一覧表（様式4-2）

ウ 営業経歴書（申請日前1年以内に作成）

エ 登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）

オ 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

カ 納税証明書（次のいずれか該当の様式で、写しでも可）

法人…国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3

「法人税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書」

個人…国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2

「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないという証明書」

※国税通則法施行規則別紙第9号書式その3を使用する場合

法人…法人税と消費税及び地方消費税に未納がないと証明されるもの

個人…申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないと証明されるもの

※納税証明書は、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署において取得できます。

キ 使用印鑑届（様式⑤）

ク 印鑑証明書（写しでも可）

法人…法務局が証明するもの

個人…市町村長が証明するもの

ケ 委任状 ※営業所又は支店等に森町との契約締結等を委任する場合のみ。

コ 申請書類チェックリスト

なお、公的機関の証明書については、申請日より3箇月前までのものを有効とします。  
添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。

### (2) 申請書類の作成

記載例を参考として、次の手順で作成してください。

なお、申請書の作成については、総務省標準様式の記載要領を御確認ください。添付書類は、一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）審査のみを目的として利用します。

ア 添付書類の作成（標準様式記載要領明記）

(ア) 営業所一覧表（様式4-2）

森町との契約締結等を委任する営業所のみ記載してください。

(イ) 登記事項証明書（法人の場合のみ）

(ウ) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表となります。

また、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表類に類する書類です。

※適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください（必ず組合員全員ではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる組合員分で結構です。）。

(エ) 納税証明書

法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の未納のないことについて所轄の税務官署が発行する証明書です。

#### イ 添付書類の作成方法（森町独自）

(ア) 営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類です（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）。申請日前1年以内に作成したものを提出してください。

(イ) 使用印鑑届（様式⑤）

入札、見積、契約の締結等に使用する印鑑を様式⑤に基づき提出してください。

(ウ) 印鑑証明書

申請者が法人の場合は、法務局が発行する証明書、個人の場合は、市町村長が発行する証明書を提出してください。

(エ) 委任状

営業所又は支店等のうち森町と主に契約を締結する場合は、提出してください。様式は、任意様式とします。

(オ) 申請書類チェックリスト

提出書類が整っているか申請者欄にチェックをお願いします。

#### (3) 申請書類のセットの仕方

(2)のとおり作成した申請書類を、(1)のア～ケの順番にそろえ、コの申請書類チェックリストを申請書類の一番上に添付してください。ダブルクリップ（ターンクリップ）でとめて申請書類一式の完成です。

#### 4 申請書類の提出先

(1) 提出先

郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1  
森町役場総務課契約管財係

森町の全ての部局に共通して有効な統一資格となりますので、部局ごとに申請する必要はありません。申請者の方は、必ず担当窓口の森町役場総務課契約管財係に申請してください。

## (2) 提出方法及び提出時期

### ア 定期審査

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、原則郵送での受付とします。

#### (ア) 郵送等方式

定期審査は、郵送等で令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）（必着）まで受け付けます。

封筒の表面左下には朱字で「資格審査申請書類在中」と明記してください。

受付通知が必要な場合は、申請書類に受付通知用の郵政はがき（私製はがきの場合は63円切手を貼ってください。）に返信先を必ず記入して同封してください。

基本的に受け付けた日付で、受付印を押印して返送いたします。

申請書類の記載内容に不備や誤記等がある場合には、こちらから御連絡させていただき、申請内容の補正をお願いすることになります。

注）一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。

また、定期審査で受け付けた申請内容の変更届の受付は、令和4年4月1日（金）からとなります。変更届については、6を参照してください。

#### (イ) 持参方式

定期審査にあつては、森町内に営業所のある申請者に限り令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）まで（受付時間：午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分）受け付けます（土日祝日を除く。）。

### イ 随時審査

定期審査の申請に間に合わなかった場合は、令和4年4月1日以降、随時に申請することができます。この場合、資格の認定日は、令和4年4月1日以降の申請の日以後になります。提出方法は、郵送等方式（森町内に営業所のある申請者に限り持参方式可）とします。随時受付における資格の有効期間は、資格を付与したときから有効となります。そのため希望する調達案件の入札に間に合わないことがあります。

注）一度受け付けた申請内容の変更は、変更届以外ではできません。

変更届については、6を参照してください。

## 5 審査結果の通知

資格審査の結果、競争入札参加資格を有すると認定した方は「有資格者名簿」に登録し、その旨の通知は特に行いません。競争入札参加資格を有しないと認定された方のみ、その旨文書で本社名あてに郵送します。

## 6 変更等の届出

### (1) 変更の届出

有資格者名簿に登録された法人又は個人が、下表「変更事項」欄に掲げる事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」に同表「添付書

類」欄に掲げる書類を添付して提出してください。

また、変更届の提出は、郵送等で行ってください。

なお、変更届が受理されたことにより名簿の訂正等がなされた旨の通知は改めて行いませんので、受理確認を希望される方は、変更届を提出する際に通知用の郵政はがき（私製はがきの場合は63円切手を貼ってください。返信先を必ず記入してください。）を同封して送付してください。受付印を押印して郵送しますので、これをもって受理の確認とさせていただきます。

区分	変更事項	添付書類
法人の場合	本店の住所	登記事項証明書（写し） 委任状(委任している場合のみ)
	商号又は名称	登記事項証明書（写し） 使用印鑑届（変更の場合のみ） 印鑑証明書（変更の場合のみ・写し） 委任状(委任している場合のみ)
	電話番号及びFAX番号	不要
	代表者の氏名	登記事項証明書（写し） 委任状(委任している場合のみ)
	希望する資格の種類・営業品目	直近の財務諸表（「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合のみ必要）
	受任者の氏名	委任状 使用印鑑届（変更の場合のみ）
	営業所の名称、所在地、電話番号等	委任状 使用印鑑届（変更の場合のみ）
個人の場合	住所	住民票（写し） 委任状(委任している場合のみ)
	氏名	戸籍謄本（写し） 使用印鑑届（変更の場合のみ） 印鑑証明書（変更の場合のみ・写し） 委任状(委任している場合のみ)
	電話番号及びFAX番号	不要
	希望する資格の種類・営業品目	不要
	営業所の名称、所在地、電話番号等	委任状 使用印鑑届（変更の場合のみ）

※添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、申請日から3箇月前までのものを有効とします。

※変更する項目により必要な添付書類が異なります。必要な書類のみを変更届に添付して提出してください。

## (2) 資格取消

資格の取消申請は、変更届を用いて行ってください。変更届は、「競争参加資格審査の概要」からダウンロード・印刷してください。

申請者本人であることを確認できる資料を添付してください（写し可）。

（例）法人：登記事項証明書、印鑑証明書等

個人：免許証、住民票等

## 7 その他

### (1) 情報公開について

申請書の入力内容の一部[業者コード・商号又は名称・所在地（営業所住所）・電話番号（営業所電話番号）]は、資格審査後、一般競争（指名競争）参加資格者名簿上の「有資格者一覧」として公開されますのであらかじめご了承ください。

### (2) 外国の事業者が申請する場合

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。

イ 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

ウ 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

エ 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。

## 8 問合せ先

森町役場総務課契約管財係

郵便番号437-0293 静岡県周智郡森町森2101番地の1

電話番号 0538-85-6301（直通） F A X 番号 0538-85-5259

メールアドレス soumu@town.shizuoka-mori.lg.jp